

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

香川県知事 浜田恵造

**香川県規則第50号**

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																																																																																
別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者			別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者																																																																																
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">出先機関名</th><th>代決者</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>第1順位</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>第2順位</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">総務部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>香川県県税事務所</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">危機管理総局</td><td>香川県消防学校</td><td>教頭</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">環境森林部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">備考 略</td><td colspan="3">備考 略</td></tr></tbody></table>			出先機関名		代決者			第1順位			第2順位	略			総務部	略		香川県県税事務所	略	危機管理総局	香川県消防学校	教頭			環境森林部	略				略			略			備考 略			備考 略			<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">出先機関名</th><th>代決者</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>第1順位</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>第2順位</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">総務部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>香川県県税事務所</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">香川県消防学校</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">環境森林部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">備考 略</td><td colspan="3">備考 略</td></tr></tbody></table>			出先機関名		代決者			第1順位			第2順位	略			総務部	略		香川県県税事務所	略	香川県消防学校	略				環境森林部	略				略			略			備考 略			備考 略		
出先機関名		代決者																																																																																	
		第1順位																																																																																	
		第2順位																																																																																	
略																																																																																			
総務部	略																																																																																		
	香川県県税事務所	略																																																																																	
危機管理総局	香川県消防学校	教頭																																																																																	
環境森林部	略																																																																																		
略			略																																																																																
備考 略			備考 略																																																																																
出先機関名		代決者																																																																																	
		第1順位																																																																																	
		第2順位																																																																																	
略																																																																																			
総務部	略																																																																																		
	香川県県税事務所	略																																																																																	
香川県消防学校	略																																																																																		
環境森林部	略																																																																																		
略			略																																																																																
備考 略			備考 略																																																																																

別表4（第3条、第4条関係）

### 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 ~ 9 略

10 保健所

関係事務	事項	所長等	決裁区分	
		委任	所長等	課長等
1～27 略				
28 動物の愛護及び管理に関する法律関係事務 法…動物の愛護及び管理に関する法律 省…動物の愛護及び管理に関する法律 施行規則 条…香川県動物の愛護及び管理に関する条例 規…香川県動物の愛護及び管理に関する規則	(1) 第一種動物取扱業者の登録をし、登録の更新をし、変更届出事項の登録をし、又は登録を抹消すること。（法10条1項、13条1項、14条4項、17条、省2条3項）		略	
	(2) 登録事項の変更又は廃業等の届出を受けること。（法14条1項から3項まで、16条1項、24条の4、省5条6項）			
	(3) 第一種動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。（法15条、規4条3項・5項）			
	(4) 第一種動物取扱業者の登録を取り消し、又は第一種動物取扱業の停止を命ずること。（法19条1項）			
	(5) 略			
	(6) 犬猫等販売業者からの届出を受けること。（法22条の6第2項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(7) 犬猫等販売業者に対して犬猫等の検査書等を提出すべきことを命ずること。（法22条の6第3項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(8) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対して勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。（法23条、24条の4）		略	
	(9) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者から報告を徴し、又は当該職員に事業所等の立入検査をさせること。（法24条1項、24条の4）			
	(10) 第二種動物取扱業又はその変更若しくは飼養施設の使用の廃止の届出を受けること。（法24条の2、24条の3、省10条の6第3項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(11)・(12) 略			

別表4（第3条、第4条関係）

### 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 ~ 9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
		委任	所長等 課長等
1～27 略			
28 動物の愛護及び管理に関する法律 関係事務 法…動物の愛護及び管理に関する法律 省…動物の愛護及び管理に関する法律 施行規則 条…香川県動物の愛護及び管理に関する条例 規…香川県動物の愛護及び管理に関する規則	(1) 動物取扱業者の登録をし、登録の更新をし、変更届出事項の登録をし、又は登録を抹消すること。（法10条1項、13条1項、 <u>14条3項</u> 、17条）  (2) 登録事項の変更又は廃業等の届出を受けること。（法14条1項・2項、16条1項）  (3) 動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。（法15条、規4条3項・5項）  (4) 動物取扱業者の登録を取消し、又は <u>動物取扱業</u> の停止を命ずること。（法19条1項）  (5) 略	略	
	(6) 動物取扱業者に対して勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。（法23条）  (7) 動物取扱業者から報告を徴し、又は当該職員に事業所等の立入検査をさせること。（法24条1項）	略	
	(8)・(9) 略		

(13) 虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。(法25条3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(14) 市町長に対し、周辺の生活環境の保全等に係る勧告又は命令に関し、必要な協力を求めること。(法25条4項)	略				
(15) 特定動物の飼養若しくは保管に係る許可をし、変更の許可をし、又は許可を取り消すこと。(法26条1項、28条1項、29条、省15条3項、18条3項)					
(16) ~ (18) 略					
(19) 犬又は猫を引き取り、及び引き取るべき場所の指定をすること。(法35条1項から3項まで)	略				
(20) 市町長に対し、犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めること。(法35条5項)					
(21) · (22) 略					
(23) 登録証の亡失の届出を受けること。(省2条8項)	略				
(24) 第一種動物取扱業者に動物取扱責任者研修の開催の通知をすること。(省10条1項)					
(25) 略					
(26) 許可証を交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(省15条5項・6項・9項、18条5項)	略				
(27) 許可証の亡失の届出を受けること。(省15条8項、18条5項)					
(28) · (29) 略					
(30) 犬又は猫を飼養することができなくなった旨の届出を受け、指示すること。(条10条1号、13条)	略				
(31) 終生飼養を求め、又は犬若しくは猫を引き取るために必要な事項を指示すること。(条14条)					
(32) 職員に所有者の判明していない犬を収容させること。(条15条1項)					
(33) 収容した犬につき治療その他の必要な措置をとること。(条15条4項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(34) 所有者の判明しない犬、猫等の公示等を行うこと。(条16条)	略				
(10) 市町長に対し、周辺の生活環境の保全に係る勧告又は命令に関し、必要な協力を求めること。(法25条3項)					略
(11) 特定動物の飼養若しくは保管に係る許可をし、変更の許可をし、又は許可を取り消すこと。(法26条1項、28条1項、29条)					
(12) ~ (14) 略					
(15) 犬等を引き取るべき場所の指定をすること。(法35条1項・2項)					略
(16) 市町長に対し、犬等の引取りに関し、必要な協力を求めること。(法35条3項)					
(17) · (18) 略					
(19) 登録証の亡失の届出を受けること。(省2条8項、4条4項)					略
(20) 動物取扱業者に動物取扱責任者研修の開催の通知をすること。(省10条1項)					
(21) 略					
(22) 許可証を交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(省15条5項・6項・9項、18条4項)					略
(23) 許可証の亡失の届出を受けること。(省15条8項、18条4項)					
(24) · (25) 略					
(26) 犬を飼養することができなくなつた旨の届出を受け、指示すること。(条10条1号、13条)					略
(27) 犬及び猫を引き取るべき日時等の指示をすること。(条例14条2項)					
(28) 職員に所有者の判明していない犬を収容させること。(条例15条)					
(29) 所有者の判明しない犬、猫等の公示等を行うこと。(条例16条)					略

(35) 所有者から引き取った犬又は猫の譲渡等をすること。(条17条)	
(36) 略	
(37) 動物の適正な飼養に関する講習を実施すること。(条18条)	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
(38) 犬の飼い主に対し、犬を係留すること等を命ずること。(条21条)	略
(39) 略	

29 略

30 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係事務 法…建築物における衛生的環境の確保に関する法律	<p>(1) 略</p> <hr/> <p>(2)～(6) 略</p>
---	-------------------------------------

11~31 略

<u>(30)</u> 所有者から引き取った犬又は猫を 譲渡等すること。 (条17条)	
<u>(31)</u> 略	
<u>(32)</u> 犬の飼い主に対し、犬を係留する こと等を命ずること。 (条21条1項)	略
<u>(33)</u> 略	

29 略

30 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係事務法…建築物における衛生的環境の確保に関する法律	(1) 略			
	(2) <u>特定建築物の届出を受けた旨を香川労働局長に通知すること。(法5条4項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(3)～(7) 略				

11~31 略

## 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表1及び別表4の10の表30の項の改正規定は、公布の日から施行する。